

## ② 認可保育所等入所申請に関する同意書

(宛先) 茅ヶ崎市長／茅ヶ崎福祉事務所長

以下、必ず全ての項目を読み、同意の上、チェックしてください。

### 子ども・子育て支援法に基づく事務手続きに関すること

- 給付認定について、事務手続きに時間を要するため、申請から30日以上経過後に認定する場合があります。
- 記載したマイナンバーを関係機関との情報連携に使用することに同意します。
- 保育料算定に必要な場合は、世帯構成員のマイナンバーを職権で閲覧し、関係機関との情報連携に使用することに同意します。
- マイナンバー連携において、税情報が取得できなかった際は、課税・非課税証明書を求める場合があります。
- また、状況に応じて、公用請求を行う場合は、茅ヶ崎市が代理者として請求することに同意します。

### 子どもの様子に関すること

- アレルギーや服薬の対応がある場合、保育園での対応が可能であるかを園に確認してください。
- 乳幼児健診の結果等について、保健師等に情報提供を求めることに同意します。
- 入園前の面談において、児童の発育段階や疾患等により、児童を安全に預かることが困難であると判断した際、内定施設・市及び保護者で協議を行った結果、入所が取消になる場合があります。

### 申請内容に関すること

- 申請書の有効期限は申請の年度内（3月まで）です。有効期限を過ぎた申請書は、審査から除外されます。（4月申請は取り扱いが異なります）
- 申請内容の変更は、審査締切日まで（毎月10日または10日が土日祝日の場合は直前の開庁日）になります。
- 一人でも多くの児童が入所できるように調整するため、点数が高い方でも第2希望以降の認可保育所等に入所決定する場合があります。
- 取下げを希望する場合、電話等により取下げの意思を確認した時点で審査対象から除外されます。
- 転園等により内定となった場合、元の認可保育所等は退園となり、戻ることはできません。
- 入所意思の「B」を選択した場合について、以下の事項について承知しました。
- ・「利用調整点数0点」となり、他に点数の高い方を優先します。
  - ・その結果、クラス定員が充足し、のちに「A」を選択した場合であっても、希望時期に入所できず、待機となる可能性があります。
  - ・定員に余裕がある園の待機者が「利用調整点数0点」だけだった場合、空きありと公表することがあります。
  - ・「利用調整点数0点」の児童を入所させずに、他の保育の必要性が高い児童を入所させる場合があります。
- 子どもの健康状態等が記載内容と異なる場合、入所が取消になる場合があります。

### 入所内定後に関すること

- ご家庭の状況が変更になった場合は、保育課まで速やかに届け出てください。

### 入所内定後、内定取消・退園になる条件に関すること

- 以下に該当した場合、内定取り消しや退園となる可能性があることを承知しました。
- ・保育の必要性事由がなくなった場合、または必要性事由の変更があったにもかかわらず届け出がなかった場合。
  - ・子どもを安全に預かりすることができないと判断された場合。（例）アレルギーや服薬等の対応体制が整わない場合等

### 保育料納入について

- 保育料は定められた金額を期日までに支払うことに同意します。
- 保育料を滞納した場合、以下の事項について同意します。
- ・滞納状況により、差し押さえなどの滞納処分に進むこと
  - ・保育課から利用中の認可保育所等へ滞納状況を説明すること
  - ・利用中の保育所等から滞納額の支払いについて催促されること
  - ・小規模保育事業等から滞納状況について市が情報提供を受けること
- 上記対応でも滞納状況が改善されない場合は退園となる場合があります。

### その他

- 入所後、子どもが保育所等に慣れるまでの最低でも約2週間程度、慣らし保育が必要です。原則、省略することはできません。
- 市が必要と認める場合、市及び認可保育所等が子ども及び家庭の状況を把握し、共有させていただく場合があります。
- 子どもの状況や保護者の保育の必要性について、入所調整対象施設及び内定施設へ情報提供を行う場合があります。
- 保護者の保育の必要性の確認のため、就労内容について勤務先へ照会する場合があります。
- 内定を辞退した場合は、辞退した月の年度末まで-2点が付き続けます。
- 初回申請月のみ待機通知を送付します。その後の有効期限内は、取下げ等がなされるまで引き続き審査を継続します。（4月申請は待機となった場合のみ送付されます）

年 月 日

上記確認項目について、全て同意の上で申請します。

保護者署名 (父)

(母)

自由記載欄